## HACHINOHE CITY LAW NEWS

今月号のニュースレターでは、当事務所の近況といたしまして、①当事務所の法人化が完了して 弁護士法人青森リーガルサービスが成立したこと、②所属弁護士・事務職員の評価制度の作成・導 入に向けた取り組みについて、ご報告させていただきます。

## 1 弁護士法人青森リーガルサービスの成立

2019年11月1日、「弁護士法人青森リーガルサービス」が成立し、代表社員弁護士・木村哲 也の個人事業形態で運営されていた「八戸シティ法律事務所」の全ての業務は、「弁護士法人青 森リーガルサービス」に引き継がれました。

近年では、法律問題が多様性を増し、複雑化しています。弁護士に要求される法的サービスも、 広範囲かつ高度なものとなっています。弁護士法人青森リーガルサービスは、常にスキルの向上 に努めるとともに、時代の変化に対応しながら、青森県に根差した地域密着型の弁護士事務所と して、今後も地域の皆様に充実した法的サービスを提供し続けたいと存じます。

なお、「弁護士法人青森リーガルサービス」への移行に当たっては、事務所名として「八戸シティ 法律事務所」を続用するものであり、所属弁護士・事務職員の体制は変わらず、下記のとおり、住 所や電話番号、FAX番号などに変更はありません。

## 【法人の表示】

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階 弁護士法人青森リーガルサービス 八戸シティ法律事務所



## 2 評価制度の作成・導入に向けた取り組み

当事務所では、2019年11月1日の時点で、所属弁護士が4名、事務職員が9名の人員構成となっております。代表社員弁護士・木村哲也が10年前に弁護士1名・事務職員1名でスタートした個人事業形態の「八戸シティ法律事務所」とは、組織の状況が全く異なるものとなりました。

当事務所は、これまでに所属弁護士・事務職員の評価制度が十分に整備されておらず、「弁護士法人青森リーガルサービス」への移行に合わせた取り組みの一つとして、この度、評価制度の作成・導入に着手することとなりました。

評価制度の作成・導入に当たっては、所属弁護士・事務職員の実績・努力を適正に評価することで、当事務所が一丸となって、日々の業務により一層真摯に取り組むことを促進し、もって地域の皆様に対し、より充実した法的サービスを提供し続けるという当事務所の事業目的を達成することを理念として、鋭意進めて参りたいと存じます。

【お問い合わせ】弁護士法人青森リーガルサービス 八戸シティ法律事務所 代表社員弁護士:木村哲也 受付時間:午前9時~午後5時 電話番号 0120-146-111 FAX0178-38-9230 http://hachiben.jp/

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階